

**公益財団法人 日中医学協会
名誉会員、名誉会長に関する規程**

第1条 この規程は、公益財団法人日中医学協会（以下「協会」という。）の会員規程第2条に定める名誉会員に関する事項を定めたものである。

第2条 名誉会員とは、協会の役員、評議員を務め協会の事業に多大な寄与をした者で、理事会の議を経て推薦された者をいう。

2 前項の名誉会員のうち、協会の会長、副会長を務め、理事会の議を経て推薦された者を名誉会長とする。

第3条 名誉会員、名誉会長は理事会の推薦により、会長が委嘱する。

第4条 名誉会員、名誉会長は維持会員会費を免除され、理事会に出席し意見をのべることができる。

第5条 この規程は、理事会の議決を経て、変更することができる。

付 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。